

第1章 施策指標一覧

施策指標名	現況値 〔 2016 (平成28)年度〕	目標値 (2022年度)	頁
施策1「生活環境を快適にします」			
第1節 大気環境の保全			
①大気汚染物質（NO ₂ ）の環境基準達成率	100%	現状維持	18
②微小粒子状物質（PM _{2.5} ）の環境基準達成率	99%	現状維持	
③一般大気に係るダイオキシン類の環境基準達成率	100%	現状維持	
④空間放射線量率測定の実施率	100%	現状維持	
⑤アスベスト除去現場への立入調査の実施率	100%	現状維持	
第2節 水・土壌環境の保全			
①生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準達成率	100%	現状維持	22
②岐阜市河川水質基準達成率	89.6%	100%	
③排水基準適合率	94.1%	100%	
④地下水の概況調査における環境基準達成率	96.7%	100%	
⑤水質・土壌に係るダイオキシン類の環境基準達成率	100%	現状維持	
第3節 騒音・振動・悪臭の規制			
①騒音環境基準達成率（一般地域）	80%	100%	24
②騒音環境基準達成率（自動車騒音）	92.9%	95%	
③騒音環境基準達成率（航空機騒音）	100%	現状維持	
第4節 環境美化の推進			
①岐阜版アダプト・プログラムの登録団体数	147 団体	170 団体	28
②市中心部におけるポイ捨てごみの総数	3,406 個	減少	
③路上喫煙禁止区域内でポイ捨てされたたばこの吸い殻の個数	1,565 個	減少	
施策2「地球環境を保全します」			
第1節 地球温暖化対策の推進			
①市域における温室効果ガス排出量	194.0 万 t-CO ₂ 〔 2014 (平成26)年度〕	178.2 万 t-CO ₂ (2020年度)	36
②ぎふ減 CO ₂ ポイント制度参加者数	2,303 人	増加	
③森林施業率	4.8%	増加	
④市内に導入された太陽光発電設備容量	92,824kW	107,019kW	
⑤市公共施設等の温室効果ガス排出量	71,525t-CO ₂	62,526t-CO ₂	
⑥市が使用する公用車の温室効果ガス排出量	1,582t-CO ₂	1,559t-CO ₂	

施策指標名	現況値 〔 2016 (平成28)年度 〕	目標値 (2022年度)	頁
施策3「生物多様性を保全します」			
第1節 生物多様性の保全			
①生物多様性の認知度	40.1%	50%	44
②生物多様性シンポジウムの開催回数	2回/年度	維持	
③自然環境保全活動団体数	11団体	増加	
④多自然川づくりにより整備された河川の延長	3,234m	3,550m	
施策4「ごみを減量・資源化します」			
第1節 廃棄物の対策			
①ごみ焼却量	129,362t	116,000 t	52
②エコ・アクションパートナー協定締結店数	46店	増加	
③一人あたりの雑がみ回収量	1,387g/人	3,700g/人	
④ごみ減量に取り組む市民意識	64.3%	増加	
施策5「環境意識を高めます」			
第1節 ひとづくり・まちづくりの推進			
①環境に関する取り組みを実施する人の割合	73.8%	増加	60
②岐阜市まるごと環境フェアの満足度	75.2% 〔 2017 (平成29)年度 〕	増加	
③出前講座への参加者数	3,681人	増加	
④総合的な学習の時間における環境教育の実施校数	50校	増加	
⑤こどもエコクラブへの参加人数	1,009人	増加	
⑥環境基本計画の認知度	19.8%	増加	
第2節 環境重点地区の設定			
①環境重点地区の認知度	11.2%	増加	64
②環境重点地区で環境保全活動などを行う団体数	11団体	増加	
③中心市街地居住人口	10,617人	増加	

第2章 計画の改定経過

第1節 改定経過

2017（平成29）年

- 5月 30日 第1回環境審議会において諮問
- 6月 5日 環境に関する意識調査（市政モニター）を実施 6月5日～19日
- 10日 環境に関する意識調査（市民、こどもエコクラブ）を実施
- 30日 第1回環境基本計画検討部会を開催
- 7月 27日 第2回環境基本計画検討部会を開催
- 8月 25日 第3回環境基本計画検討部会を開催
- 10月 4日 第4回環境基本計画検討部会を開催
- 10月 30日 第2回環境審議会において中間報告
- 11月 10日 第5回環境基本計画検討部会を開催
- 12月 12日 第3回環境審議会を開催
- 22日 パブリックコメントを実施 12月22日～1月19日

2018（平成30）年

- 1月 24日 第6回環境基本計画検討部会を開催
- 30日 第4回環境審議会において最終協議
- 2月 6日 環境審議会から答申
- 3月 6日 環境基本計画の決定



環境審議会へ諮問



環境基本計画検討部会での調査審議



環境審議会での調査審議



環境審議会から答申

第2節 岐阜市環境審議会委員

会 長	三井 栄	岐阜大学地域科学部
副会長	内藤 哲男	岐阜商工会議所
委 員	井奈波 良一	岐阜大学大学院医学系研究科
委 員	児島 利治	岐阜大学流域圏科学研究センター
委 員	酒井 英二	岐阜薬科大学
委 員	伊藤 理佐	生活協同組合 コープぎふ
委 員	笠井 和美	岐阜市自治会連絡協議会
委 員	坂井田 節	長良川環境レンジャー協会
委 員	佐藤 元信	岐阜市小中学校長会
委 員	中川 美那子	岐阜市消費者情報連絡会
委 員	児山 知典	岐阜県
委 員	信田 朝次	岐阜市議会
委 員	小林 由紀子	公募
委 員	下野 洋	公募
委 員	水谷 治雄	公募

第3節 岐阜市環境審議会環境基本計画検討部会委員

部 会 長	児島 利治	岐阜大学流域圏科学研究センター
副部会長	坂井田 節	長良川環境レンジャー協会
委 員	伊藤 理佐	生活協同組合 コープぎふ
委 員	下野 洋	公募
委 員	内藤 哲男	岐阜商工会議所
委 員	水谷 治雄	公募

第4節 岐阜市環境審議会への諮問・答申

岐阜市自政第6号
平成29年5月30日

岐阜市環境審議会
会長 三井 栄 様

岐阜市長 細江 茂光 

岐阜市環境基本計画の改定について（諮問）

岐阜市環境基本計画を改定するにあたり、岐阜市環境基本条例（平成18年岐阜市条例第61号）第9条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

【諮問理由】

本市では、平成10年3月に環境施策を総合的かつ計画的に展開するため「岐阜市環境基本計画」を初めて策定するとともに、平成14年9月には「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」を目指した「環境都市宣言」を行い、市民、環境保全団体、事業者及び行政が協働して、様々な取り組みを進めてまいりました。


その後、平成25年5月には環境基本計画を見直し、「自然環境の保全」「地球環境の保全」「ごみの減量・資源化」を重点施策として位置付け、各分野における個別計画を策定するなど、環境施策を推進しているところであります。

また、国連における「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択や、気候変動枠組条約第21回締約国会議において採択された「パリ協定」の発効など、持続可能な社会の実現に向けて、国内外を取り巻く情勢も大きく変化しており、本市においてもより一層の取り組みが求められています。

こうした状況を踏まえ、本市の今後の目指すべき方向性を定め、着実に環境施策を推進するため、計画期間を平成30年度から平成34年度とする環境基本計画に改定するにあたり、貴審議会の意見を求めるものであります。

岐阜市環審第28号
平成30年2月6日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市環境審議会
会長 三井 栄 

岐阜市環境基本計画の改定について（答申）

平成29年5月30日付け、岐阜市自政第6号により本審議会に諮問のありました「岐阜市環境基本計画の改定について」、別添のとおりとりまとめましたので、答申します。

[別添（計画書）略]

第3章 参考資料

第1節 岐阜市環境基本条例

平成18年9月29日
条例第61号

目次

前文

第1章 総則（第1条-第8条）

第2章 環境の保全及び創出に関する基本的施策（第9条-第22条）

第3章 岐阜市環境審議会（第23条-第26条）

第4章 雑則（第27条）

附則

私たちの岐阜市は、自然な姿をそのまま残す緑豊かな金華山と、豊富で清浄な水をたたえ、1,300有余年の鵜飼の伝統が今に引き継がれる長良川に象徴される自然に恵まれた都市である。こうした恵まれた環境は、自然発生的に生まれたものではなく、先人達が永い年月をかけ、自然の恵みをもとに日々の生活を通して築かれてきたものである。

私たち市民は、この恵まれた環境の下に、豊かで良好な生活を享受する権利を有すると同時に、先人達と同様に、この恵まれた環境を将来の世代に引き継いでいかなければならない役割を担っている。

しかし、今日の経済社会活動は、物質的な生活の豊かさを追い求めるあまり、大量生産、大量消費及び大量廃棄による経済の拡大に伴って、自然環境に大きな負荷をかけ、地球環境へも影響を与えていることもまた事実である。

このため、私たち市民は、一人ひとりが日々の生活を通して自然環境及び地球規模の環境問題に深くかかわっていることを認識し、環境への負荷を最小限にする行動を起こさなければならない。

ここに、社会活動の持続的発展を推進しつつ、すべてのものがそれぞれの役割を担い、かつ、支え合って、人と自然が共生する豊かな環境都市を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創出に係る基本理念及び基本原則並びに施策の基本となる事項を定め、並びに市、事業者、環境の保全及び創出を図る活動を行う団体（以下「環境保全団体」という。）及び市民の役割を明らかにすることにより、環境の保全及び創出に係る施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境の保全及び創出」とは、大気、水、土壌等からなる環境の保護及び整備を図ることにより、人を始めとする生物にとって良好な当該環境の状態を維持し、及び形成することをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

- 4 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 5 この条例において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- 6 この条例において「循環資源」とは、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）のうち有用なものをいう。
- 7 この条例において「循環的な利用」とは、再使用、再生利用及び熱回収をいう。
- 8 この条例において「再使用」とは、循環資源を製品としてそのまま使用すること及び循環資源を部品その他製品の一部として使用することをいう。
- 9 この条例において「再生利用」とは、循環資源を原材料として利用することをいう。
- 10 この条例において「熱回収」とは、循環資源を熱を得ることに利用することをいう。
- 11 この条例において「再生品」とは、循環資源を使用し、又は利用して製造された製品をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創出は、市の社会、経済及び文化の持続的発展を推進しつつ、人と自然が共生する豊かな環境都市を実現することによって行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において市民が良好な環境の恵みを楽しめるとともに、これを将来の世代へ継承していけるように行われなければならない。
- 3 環境への負荷の低減のため、限りある資源の浪費を止め、循環型社会を実現しなければならない。
- 4 すべてのものは、環境へ負荷を与えることに関しては加害者であり、同時に被害者であるため、自主的かつ積極的に、更に協働して環境への負荷を低減しなければならない。

（基本原則）

第4条 環境の保全及び創出に取り組むに当たっては、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において環境に関する教育（学習を含む。以下同じ。）及び意識の啓発が行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創出に取り組むに当たっては、すべてのものの権利及び利益の保護に配慮しつつ、すべてのものが環境に関する情報を共有して進められなければならない。
- 3 環境の保全及び創出は、すべてのものの適切な役割分担及び適正かつ公平な費用の負担の下に取り組まれなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、環境の保全及び創出を図るため、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）及び前条に規定する基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 環境に関する教育及び意識の啓発
- (2) 公害の防止
- (3) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持
- (4) 野生生物の保護その他の生物の多様性の保全
- (5) 森林、河川等における多様な自然環境の保全及び創出
- (6) 人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出
- (7) 環境の美化その他良好な生活環境の確保

- (8) 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用
- (9) 廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及び循環的な利用
- (10) 地球環境の保全
- (11) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する事項

2 市は、市が行う環境施策について、すべてのものに対し分かりやすく説明するとともに、広く意見を聴く機会を確保する責務を有する。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その雇用する者に対し、環境に関する教育及び意識の啓発を自ら進んで行うよう努めるとともに、他のものを行う環境に関する教育及び意識の啓発に協力するよう努める役割を有する。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる役割を有する。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、原材料等が廃棄物となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等が循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する役割を有する。

4 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、その事業活動を行うに当たっては、次に掲げる措置を講ずる役割を有する。

(1) 当該製品、容器等の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実その他の当該製品、容器等が廃棄物となることを抑制するために必要な措置

(2) 当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するために必要な措置

(3) 当該製品、容器等に係る原材料の選択及び材質の工夫その他の当該製品、容器等の適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置

5 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める役割を有する。

(環境保全団体の役割)

第7条 環境保全団体は、その環境の保全及び創出のための活動を行うに当たっては、より多くの市民が参加できる体制の整備及び機会の充実に努める役割を有する。

2 前項に定めるもののほか、環境保全団体は、基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める役割を有する。

(市民の役割)

第8条 市民は、環境に関する教育及び意識の啓発を自ら進んで行うよう努めるとともに、他のものを行う環境に関する教育及び意識の啓発に協力するよう努める役割を有する。

2 市民は、製品の長期使用、再生品の使用、循環資源が分別して回収されることへの協力等により循環型社会の形成に自ら努める役割を有する。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める役割を有する。

第2章 環境の保全及び創出に関する基本的施策

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創出に関する目標、施策及び配慮
- (2) 環境の保全及び創出について重点的に取り組む地区の設定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する重要事項

- 3 市長は、市民、事業者、環境保全団体及びこれらの者の組織する団体（以下「市民等」と総称する。）が環境基本計画の策定に参加できるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、岐阜市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告の公表）

第10条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画の推進状況を公表し、当該施策について市民等及び岐阜市環境審議会から意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、市民等が環境の保全及び創出に関して行ったことに関する情報を収集し、及び公開し、当該情報について市民等及び岐阜市環境審議会から意見を聴くことができる。

（市の施策と環境基本計画との整合）

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

（環境教育の推進）

第12条 市は、市民等が環境の保全及び創出についての理解を深め、あわせて市民等の環境の保全及び創出に資する活動を行う意欲を高めるため、環境に関する教育及び意識の啓発の推進に努めるものとする。

- 2 市は、環境に関する教育及び意識の啓発の推進を行うものに対し、環境の保全及び創出に関する指導を行うことができる人材又は情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（自発的な活動の促進）

第13条 市は、市民等による環境の保全及び創出のための自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった市民等を顕彰するものとする。

（環境活動顕彰選考委員会）

第13条の2 前条に規定する市民等の顕彰に係る審査を行うため、岐阜市環境活動顕彰選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（環境に関する情報の提供）

第14条 市は、環境に関する教育及び意識の啓発の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、すべてのものの権利及び利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創出に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（規制の措置）

第15条 市は、環境を保全するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

（誘導的措置）

第16条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を講ずるよう誘導することに努めるものと

する。この場合において、市長は、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

（公共的施設の整備）

第17条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備並びに人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出のための事業を推進するものとする。

（環境への負荷の低減）

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の事業の実施に当たっては、自ら率先して廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（調査及び研究の実施）

第19条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

（監視等の体制の整備）

第20条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全及び創出に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

（国等との協力）

第21条 市は、環境の保全及び創出を図るため広域的な取組みを必要とする施策について、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創出を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

（推進体制の整備）

第22条 市は、市民等と市が協働し、環境の保全及び創出に関する施策を積極的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

第3章 岐阜市環境審議会

（環境審議会）

第23条 環境の保全及び創出に関する基本的事項を調査審議させるため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、岐阜市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第24条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）学識経験者

（2）事業者、環境保全団体その他環境の保全及び創出にかかわる団体の関係者

（3）関係行政機関の職員

（4）市議会議員

（5）公募に応じた市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

6 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 審議会は、専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

9 専門部会に属すべき委員は、委員のうちからその都度会長が指名する。

(審議会の会議)

第 25 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第 26 条 審議会の庶務は、自然共生部において処理する。

第 4 章 雑則

(委任)

第 27 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

(岐阜市環境審議会条例の廃止)

2 岐阜市環境審議会条例（平成 6 年岐阜市条例第 41 号）は、廃止する。

(岐阜市自然環境の保全に関する条例の一部改正)

3 岐阜市自然環境の保全に関する条例（平成 15 年岐阜市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(自然環境保全地区の指定)	(自然環境保全地区の指定)
7 条 (略)	7 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ <u>岐阜市環境基本条例（平成 18 年岐阜市条例第 61 号）第 23 条に規定する岐阜市環境審議会</u> （以下「環境審議会」という。）の意見を聴かなければならない。	3 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、 <u>岐阜市環境審議会条例（平成 6 年岐阜市条例第 41 号）に定める岐阜市環境審議会</u> （以下「環境審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
4～10 (略)	4～10 (略)

附 則（平成 20 年条例第 14 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 23 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第2節 用語集

あ行

愛知目標

「生物多様性戦略計画2011-2020」参照

アスベスト

石綿。天然にできた鉱物繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリに強いいため、様々な工業製品で使用されてきた。発がん性が問題となり、現在は製造・使用等が禁止されている。

アースレンジャー子ども会議

本市の未来を担う子どもたちが、環境教育等を通じて感じたこと、考えたことについて発表や話し合いを行い、意見交換を通じて環境に対する考えを深めてもらう会議

アダプト・プログラム

アダプトは「養子縁組する」という意味で、公共空間を住民が養子のように愛情を持って面倒をみるということ。岐阜版アダプト・プログラム“ぎふまち育て隊”には通常のアダプト・プログラムである「一般型」に加え、「創造型」「文化財型」「環境保全型」の4つのタイプがある。

いおう酸化物 (SOx)

一酸化いおう (SO)、二酸化いおう (SO₂) (いわゆる亜硫酸ガス) 等の総称。石油や石炭などの化石燃料が燃える際に発生する。

エコ・アクションパートナー

環境負荷の少ない店づくりにより、市が示したガイドラインに対して協働して取り組む店舗 (スーパー、百貨店、小売業者等)

エコスクールレポート

市域における地球温暖化対策の推進と環境意識の高揚を目指すことを目的として、学校における省エネルギーやリサイクルなどの環境に対する取り組みを紹介するもの

大杉一般廃棄物最終処分場

山県岩手大杉奥洞に建設した一般廃棄物焼却残渣の最終処分場。2012 (平成24) 年1月から埋め立てを開始し、埋立地面積は33,000m²、埋立総容量は270,000m³。浸出水処理施設と環境学習棟を併設する。

温室効果ガス

大気を構成する気体で、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策に関する法律では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の7種類を定めている。

か行

外来種

国外や国内の他地域から人為的 (意図的又は非意図的) に導入されることにより、本来の分布域を超えて生息又は生育することとなる生物種。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に「侵略的な外来種」と呼び、これらは自然状態では生じえなかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっている。

学生環境会議

環境について学んだり、興味を持っている大学生や高校生が集まり、環境に対する考えや環境活動体験などについて率直な意見交換を行う会議

カスミサンショウウオ

全長10cm程度の小型サンショウウオで、体は褐色で黒褐色斑が密にあり、尾の上下の縁に黄条があることが多いのが特徴。低山や丘陵地の広葉落葉樹林などに生息し、山間の水田脇の水溜りや湿地などの止水域において産卵する。

カワゲラウオッチング

「全国水生生物調査」参照

環境アクションプラン

市役所の事業者・消費者としての環境保全に向けた率先行動計画及びグリーン購入方針の考え方をまとめた計画。岐阜市地球温暖化対策実行計画の事務事業編として位置付けている。

環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格し、その知識や経験を基に市民や事業者等の環境保全活動に対して助言等を行うことのできる人材

環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のこと

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

持続可能な社会の構築のために、国民、民間団体等が行う環境教育等の自発的な取り組みを促進することを目的としている。環境教育の定義における持続可能な開発のための教育（ESD）の考え方の明文化、多様な主体の協働取組を推進するための具体的規定の創設等を行った。

環境に関するアンケート調査

岐阜市まるごと環境フェア及び夏季にみんなの森ぎふメディアコスモスで実施するアンケート調査の総称

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業者内の体制、手続等の仕組み

カンクン合意

メキシコのカンクンで開催されたCOP16で採択された一連の国際的な合意。2020年に向けた対応として先進国の温室効果ガスの削減目標として「地球全体の年平均気温の上昇を産業革命前と比べ2℃未満に抑えること」や途上国の削減行動等が気候変動枠組条約の下で合意された。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

Intergovernmental Panel on Climate Change。1988（昭和63）年に、国連環境企画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援する。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

気候変動枠組条約

気候変動に関する国際連合枠組条約。地球温暖化対策に関する取り組みを国際的に協力して行っていくため1992（平成4）年5月に採択され、

1994（平成6）年3月に発効した。

貴重野生動植物種

岐阜市自然環境の保全に関する条例に基づき保全すべき種。2016（平成28）年現在、ヒメコウホネ、カスミサンショウウオ、ホトケドジョウを指定している。

揮発性有機化合物（VOC）

Volatile Organic Compounds。

インキ、ガソリン及び溶剤（シンナー等）に含まれるトルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称。SPM及び光化学オキシダントの生成の原因物質の一つ

ぎふ減CO2ポイント制度

地球温暖化防止のため、効率的なエネルギーの使用を目指した岐阜市民による省エネ運動。電気・ガス・水道の使用量削減、省エネ家電や低燃費自動車の購入、岐阜バスICカード乗車券（ayuca）へのチャージなど、各家庭において二酸化炭素の排出量を減らす取り組みをすることで「減CO2ポイント」が貯まる。ポイントを集めて応募すると、抽選で「もっと省エネ啓発品」が当たる。

岐阜市環境学習プログラムガイド

市役所が実施する環境に関する出前講座などを小中学校向けにまとめたもの

岐阜市環境活動顕彰

環境基本条例第13条第2項に基づき、環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった市民等を顕彰するもの

岐阜市環境管理システム（GEMS）

Gifu Energy Management System：ジームス。ISO14001で培ったPDCAサイクルを基本としながら、取り組みの明確化・具体化、報告書類等の最小限化、外部評価システムの導入など、市職員の取り組み実践に重点を置いた岐阜市役所独自の環境管理システム

岐阜市環境白書

環境基本条例第10条に基づき、本市の環境の状況や環境基本計画の施策の進捗状況を公表するため策定する年次報告書

岐阜市景観基本計画

景観法の施行を受け、より幅広い価値観と地域特性を生かした岐阜のまちづくりに向けた多様な施策を展開するための計画

岐阜市子ども環境宣言

アースレンジャー子ども会議で話し合った結果を、これから自分たちが考え、行動していくものとしてまとめたもの

岐阜市自然環境基礎調査

2009（平成21）年度から2013（平成25）年度までの5か年をかけ、市内に生息・生育する動植物5,366種を確認した調査

岐阜市自然・環境保全学習センター

2004（平成16）年に金華山七曲登山道入り口の営林署宿舎を改装し供用している自然環境教育、自然環境保全活動の拠点施設

岐阜市少年自然の家

青少年の健全育成のため1988（昭和63）年に開設した社会教育施設。市内の小中学校や子ども会をはじめとして、多くの青少年団体がオリエンテーリング、キャンプ、野外炊事、自然クラフトなどの活動に利用している。

岐阜市新庁舎

「市民に親しまれ、長く使い続けることを前提とした新庁舎」を基本理念とし、2021年の開庁を目指して、現在、整備に取り組んでいる。再生可能エネルギーの活用やライフサイクルコストの縮減などにより、持続可能な長寿命な新庁舎とする計画

岐阜市森林整備計画書

公益的機能別施業森林、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林別に、森林の望ましい姿と森林整備及び保全の基本方針に従い適切な森林整備を推進していくことを目的とした計画

岐阜市生活排水処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、生活排水の適正な処理に関して必要な施策を推進するため、2016（平成28）年3月に改定した計画

岐阜市総合交通戦略

「集約型都市構造の実現」をめざし、誰もが自由に移動できる交通環境社会を実現するための計画。「健康（幸）・環境負荷の少ない質の高い交通環境の創出」「自動車を前提としない交通手段の選択が定着する活動の推進」などを戦略として掲げている。

岐阜市地球温暖化対策実行計画

地方公共団体は地球温暖化対策の推進に関する

法律に基づき、「地方公共団体実行計画」を策定するものとされている。同計画は「事務事業編」と「区域施策編」から構成され、本市では、区域（市域全体）の地球温暖化対策に関する事項を定める「区域施策編」として「岐阜市地球温暖化対策実行計画」を、市役所の事務事業における地球温暖化対策を定める「事務事業編」として「環境アクションプランぎふ」を策定している。

岐阜市都市計画マスタープラン

都市の長期的なまちづくりの方針を総合的・体系的に示すもの。市域全体の目指す都市像と主要課題に対する整備方針などを示した「全体構想」と、地域ごとの将来目標や地域整備の方針などを示した「地域別構想」で構成される。

岐阜市都市美化推進連絡協議会

地区における都市美化実践活動を効果的に推進するため、市内50の自治会連合会単位で設置する組織

岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案

本市北部地区において、産業廃棄物の中間処理業者が大量の建設系廃棄物を受け入れ、不法に投棄するという産業廃棄物不法投棄事案。不適正に処分された廃棄物はおよそ753,000m³に及ぶ。

岐阜市版レッドリスト・ブルーリスト2015

市内で絶滅が危惧される動植物を選定したレッドリストと、本来市内に自然分布していなかったが、人為的影響で侵入した外来種の一覧をまとめたブルーリストで構成される。

岐阜市まると環境フェア

市民一人ひとりが、環境に興味を持ち、意識を高め、環境負荷の低減に向けた行動や行動の大切さを知ってもらうことを目的とした市民参加型の環境イベント

岐阜市緑の基本計画

都市の緑化を総合的かつ体系的に推進する施策を検討し、長期的な視点で緑とオープンスペースの将来像と数値目標を定めた計画

岐阜市立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき、都市全体の構造を見渡し「コンパクトシティ+ネットワーク」の考えで住宅と生活サービスに関連する医療、福祉、商業等の利便施設がまとまって立地するよう、ゆるやかに誘導を図りながら、公共交通と連携したまちづくりを行うための計画

ぎふネイチャーネット

本市の身近な自然を周知し、未来へと引き継ぐための情報ツールとなることを目指して立ち上げた自然・環境情報サイト

空間放射線量率

空間に存在する放射線の単位時間あたりの量。宇宙から降り注いでくる放射線や大地や大気からの放射線などがある。その強さは、地質などの違いによる地域差があり、また同じ場所であっても気象条件などにより変動する。

景観計画重要区域

岐阜らしい良好な景観の形成を計画的・戦略的に誘導する観点から、景観を積極的に保全・創出するよう各種の施策や事業を講じていく景観形成上重要な区域

国際環境教育会議

1975（昭和50）年10月、ユーゴスラビア（現セルビア）のベオグラードで環境教育の専門家が集まり開催された会議

国連持続可能な開発のための教育の10年

2005（平成17）年1月からの10年を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とし、ユネスコにその国際実施計画を作成するよう要請し、各国政府がその実施のための措置を国内の教育戦略及び行動計画に盛り込むよう呼び掛けた第57回国連総会決議に基づく取り組み

こどもエコクラブ

子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的とする環境活動のクラブ

子ども環境白書

子どもたちの環境教育を推進するため、岐阜市環境白書を基に、小学校4年生から6年生を対象として環境問題や本市の環境の状況を、写真やイラストを多用し紹介する冊子

光化学オキシダント（Ox）

工場・事業場や自動車から排出されるNOxやVOC等が太陽光線を受けて光化学反応を起こすことで生成されるオゾン等の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強

い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸に影響を及ぼすおそれがあり、農作物等にも影響を与える。

ごみ1/3減量大作戦

ごみ減量・資源化指針で設定した作戦の総称。ごみ減量・資源化指針では、ごみ焼却量をピーク時から1/3以上削減し、10万t以下を目指すことを目標に掲げている。

ごみ減量・資源化指針

循環型社会の実現のため、今後のごみ減量・資源化施策の行程を示した指針。ごみ焼却量10万t以下の削減目標を掲げ、6つの作戦で取り組みを推進している。

ごみ減量フォーラム

ごみ減量に関する市民意識を高め、「ごみ1/3減量大作戦」市民運動を盛り上げていくためのフォーラム

ごみとわたしたち

環境教育の一環として、1985（昭和60）年から作成する本市のごみ処理の概要をまとめた社会科副読本。市内小学4年生を対象に配布している。

さ行**再使用（リユース）**

一旦使用された製品や部品、容器等を再び使用すること。具体的には、①ユーザーから回収された使用済機器等をそのまま、若しくは修理等を施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、若しくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」等がある。

再生可能エネルギー

理論上、永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス、波力、潮流等が再生可能エネルギーの代表として挙げられる。

再生利用（リサイクル）

廃棄物等を原材料として再び利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示等の工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料

としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、科学的に処理して利用することをケミカルリサイクル（ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）という。

雑がみ

新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック以外の資源化可能な紙類のこと

里地里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、様々な人間の働き掛けを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等で構成される。

資源分別回収

家庭から出る古紙等の資源を地域で回収し、直接回収業者に引き渡す集団回収のこと。本市では、1983（昭和58）年度から自治会連合会を中心に資源分別回収として実施している。

市政モニター

ぎふCITYウォッチャーズ。インターネットを使用した市政に関するアンケート調査に協力するため、登録した市民

次世代自動車充電設備（V2H）

Vehicle to Home。次世代自動車のうち電気自動車（EV）又はプラグインハイブリッド自動車（PHV）と住宅との間で相互に電力を供給することができる設備

自然環境保全活動団体

岐阜市自然環境の保全に関する条例の規定に基づき市長が承認する団体

自然環境保全地区

岐阜市自然環境の保全に関する条例の規定に基づき市長が指定する開発などを規制する地区。2016（平成28）年現在、「達目洞ヒメコウホネ特別保全地区」を指定している。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする持続可能な開発の3つの側面（経済・社会・環境）に統合的に対応する、2016（平成28）年以降2030年までの国際目標

持続可能な開発のための教育（ESD）

Education for Sustainable Development。人類が将来世代にわたり恵み豊かな生活を確保で

きるよう、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動

持続可能な開発目標（SDGs）

Sustainable Development Goals。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」参照

シビックアクション号

自治会等が実施するごみ処理施設等の見学会を支援するため運行するリサイクル学習バス

市民意識調査

岐阜市総合計画（ぎふ躍動プラン・21）基本計画2013に掲げた指標の改善状況を把握するとともに、市民の意識や行動等を多面的に把握するため、2013（平成25）年度から、市民等3,000人（2016（平成28）年度は5,100人）を対象に実施しているアンケート調査

社会インフラ

社会的インフラストラクチャー。人間活動の基盤（インフラ）の中でも、特に生活に関するもの

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

循環型社会推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針等を定める計画。2003（平成15）年に第一次計画、2008（平成20）年に第二次計画、2013（平成20）年に第三次計画が閣議決定された。循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会におけるものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」等についての数値目標、国の取り組み、各主体の役割等を定めている。

生涯学習「長良川大学」

「長良川大学」参照

食品ロス

本来食べられるにも関わらず、廃棄されている食品

水銀に関する水俣条約

水銀及び水銀化合物の人為的排出から人の健康及び環境を保護することを目的とし、採掘から流通、使用、廃棄に至る水銀のライフサイクルにわたる適正な管理と排出の削減を定める条約

ストックホルム人間環境宣言

1972（昭和47）年6月にスウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議において採択された宣言。国際会議で初めての環境保全に関する取り組みであり、人間環境の保全と向上に関し、世界の人々を励まし導くための共通の見解と原則が定められている。

スマートシティ

スマートコミュニティともいう。家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムのこと。本市では、恵まれた太陽光や豊富な地下水などの資源を活用した再生可能エネルギーを、賢く、無駄なく地産地消し、実用可能な技術を効率的に活用するとともに、省エネ型ライフスタイルの転換などと組み合わせることにより、持続可能で、災害に強い、低炭素化が実現した都市として「スマートシティ岐阜」を掲げている。

スマートシティ岐阜推進プラン

本市が率先して市公共施設の「エネルギー利用の効率化」に取り組むための手引きとして、エネルギー利用の効率化を推進するための方向性、具体的な技術や手順、進捗管理方法などをとりまとめたもの

生活の質（QOL）

Quality Of Life。健康（単に疾病がないということではなく、完全に身体的・心理的・社会的・霊的に満足のいく状態にあること。）で生き甲斐を持って自己実現を果たせるような日常生活を過ごしているか否か

生物化学的酸素要求量（BOD）

Biochemical Oxygen Demend。水中の有機物を分解するために微生物が必要とする酸素量

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがあるとされている。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約に基づき、条約締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。2012（平成 24）年 9 月には、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定された。

生物多様性条約

生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約。1992（平成 4）年に採択され、1993（平成 5）年 12 月に発効した。日本は 1993（平成 5）年 5 月に締結した。条約に基づき生物多様性国家戦略を策定し、これに基づく各種施策を実施している。

生物多様性戦略計画 2011-2020

2010（平成 22）年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された戦略計画。特に、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという 20 の個別目標を愛知目標と呼ぶ。

ゼロエネルギー住宅（ZEH）

Net Zero Energy House。住まいの断熱性・省エネ性能を高め、太陽光発電等でエネルギーを創ることで年間の一次消費エネルギー量の収支をプラスマイナスゼロにする住宅のこと

全国水生生物調査

指標生物による水質判定を行う全国的な調査。きれいな水の指標生物であるカワゲラが長良川などで観察されるため、岐阜県ではカワゲラウォッチングという名前で普及している。

総合的な学習の時間

自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てるとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすることを目的に創設された。

た行

大気監視テレメータシステム

テレメータとは遠隔測定の意味。自動測定機で測定したデータを専用回線で送信し、監視室で集中管理するシステム

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）。炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程で生成される。1999（平成 11）年のダイオキシン類対策特別措置法の施行により、ダイオキシン類は大気汚染防止法における有害大気汚染物質の指定物質からは除外されている。

多自然川づくり

河川が本来有する生きものの良好な生息・生育環境に配慮し、更に美しい自然景観を創出するため、試験的に実施されていた「多自然型川づくり」事業を、「型」にはまらず普遍的な川づくりの姿へと展開したもの

たずさえの森

本市と長良川上流域の自治体が、緑化・造林事業に関する契約を締結し、森林資源の造林を行う事業。上流域の自治体が土地を提供し、本市が森林整備にかかる費用負担者となって新植・保育等の森林整備を行い、成林後は収入を分収する。

ダンボールコンポスト

基材（ココピートともみ殻燻炭）を入れたダンボール箱の中で、好気性微生物の働きで生ごみを分解する堆肥化方法

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策について国が定める計画

地中熱ヒートポンプシステム

地中熱（地下水熱を含む）を熱源として、ヒートポンプを活用し、空調や給湯用のエネルギーとして利用するシステム

窒素酸化物（NOx）

燃料を高温で燃やすことで、燃料中や空気中の

窒素と酸素が結びついて発生する。工場や火力発電所、自動車、家庭など発生源は多様

中心市街地活性化計画

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化の推進に関する法律に基づき策定する計画

中心市街地緑化重点地区

緑化重点地区とは、岐阜市緑の基本計画において、最も重点的に取り組むべき都市の緑の骨格軸の形成と、地域生活拠点などの形成に資する地区

低炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会

出前講座

市及び企業等が行っている仕事のなかで、市民が聞きたい内容をメニューから選び、市の職員等が講師となり地域に出向き、話をするもの

特定支障除去等事業

1997（平成 9）年の廃棄物処理法の改正以前に不適正処理（不法投棄）された産業廃棄物について、実施計画に基づき行政代執行により市が生活環境の保全上の支障を除去する事業

トビリシ環境教育政府間会議宣言

トビリシ環境教育政府間会議に出席した各国政府の共通認識を示すものとして、環境教育の目標領域、対象など、その後の世界の環境教育の方向性を決める枠組みを創出したもの

富山物質循環フレームワーク

2016（平成 28 年）5 月に開催された G7 富山環境大臣会合において、資源効率性・3R に関する G7 の新たな枠組みとして採択された。G7 共通のビジョンとして、地球の環境容量内に収まるように天然資源の消費を抑制し、再生材や再生可能資源の利用を進めることにより、資源がライフサイクル全体にわたって効率的かつ持続的に使われる社会を実現することが示された。

な行

長良川大学

ライフステージに応じて体系化した市及び市の関係機関の講座・教室、市民の希望に応じて市職員や企業担当者が出向いて話をする出前講座、及び市内・近郊の大学・高専の公開講座・開放講座をまとめたもの

ながら川ふれあいの森

本市北東部の三田洞地区から長良古津地区にまたがる管理面積 233ha の森林地域。本市最高峰の百々ヶ峰(417.9m)を擁し、約 20 km の遊歩道が整備されている。自然散策や森林浴、キャンプなど、様々な自然体験活動を行うことができる。

長良川流域環境ネットワーク協議会

長良川の上流域から下流域までの自治体、企業などで構成し、植林や水質保全など長良川流域の保全活動をする協議会

熱回収

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電を始め、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用する。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でも熱回収は可能であることから、循環型社会形成推進基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとされている。なお、熱回収はサーマルリカバリーともいう。

燃料電池

水素と酸素の反応により電気を発生させる発電装置

は行

発生抑制(リデュース)

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化等製品の設計から販売に至る全ての段階での取り組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要

パリ協定

2015(平成 27)年末にフランス・パリで開催された COP21 において採択された、全ての国に適用される 2020 年以降の気候変動対策

に関する新たな法的枠組み

微小粒子状物質(PM_{2.5})

SPM のうち、粒径 2.5 μm(マイクロメートル:1 μm=100 万分の 1m)以下の小さなもの。健康への影響が懸念されている。

ヒートポンプ

気体に圧力がかかると温度が上がり、圧力を緩めると温度が下がるという原理(ボイル・シャルルの法則)を利用し、大気中、地中等と熱をやり取りする装置

ヒメコウホネ

沈水葉と浮葉を持つ多年草で、5~10 月頃に黄色い花が水面から突き出て咲く。湧水を水源に持つ丘陵山間部の池沼や農業用水路などに生息する。

ブルーリスト

本来市内に自然分布していなかったが、人為的影響で侵入した生きもの(外来種)のリスト。「レッド」に対する言葉として「ブルー」が使用されることが多い。

浮遊粒子状物質(SPM)

Suspended Particulate Matter。大気中に浮遊する粒子状の物質(浮遊粉じん、エアロゾル等)のうち粒径が 10 μm のもの

フロン類

フロン排出抑制法の対象となる CFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC(ハイドロフルオロカーボン)

ベオグラード憲章

1975(昭和 50)年に開催された国際環境教育会議(ベオグラード会議)で作成された憲章。環境の状況、環境の目標、環境教育の目標、環境教育の目的、対象、環境教育プログラムの指針となる原則の 6 つで構成され、環境教育のフレームワークとなっている。環境教育の目標として、関心、知識、態度、技能、評価能力、参加の 6 つをあげている。

ホトケドジョウ

大型の個体では全長 8cm を超え、体型は円筒形で、4 対 8 本の髭がある。体色は地域差や個

体差があるが、茶褐色又は赤褐色で体側には黒点が散在している。湧水を水源に持つ細流や用排水路、池の砂礫底又は泥底に生息し、底生の小動物を捕食する。

ホットスポット

局地的に何らかの値が高かったり、局地的に何らかの活動が活発であったりする地点・場所・地域のこと。岐阜市生物多様性プランでは、生物多様性が非常に豊かで、かつ、希少種が多数、生息・生育しているような地域を指す。

ま行

緑のカーテン

アサガオやゴーヤなどのツル性植物で建築物の壁面緑化を行うもので、日射を遮ることで室内の温度を低減し、また、植物の蒸散効果により、日射による熱を吸収するため、室内のみならず都市の気温低減にも寄与する。

みんなの森ぎふメディアコスモス

“知の拠点”の役割を担う市立中央図書館、“絆の拠点”となる市民活動交流センター、多文化交流プラザ及び“文化の拠点”となる展示ギャラリー等からなる複合施設。本市の強みである長い日照時間や豊富な地下水を利用した太陽光や地中熱などの再生可能エネルギーを最大限に活用した建物

や行

柳津資源ステーション

合併前から柳津地域に設置する、家庭から出る資源ごみ（紙類、古着類、カン類、ビン類、トレイ類・発泡スチロール、ペットボトル、プラスチック製容器包装等）を常時持ち込める施設

ヨハネスブルグ・サミット

1992（平成4）年に開催された国連環境開発会議（「地球サミット」）から10年目に当たる2002（平成14）年9月に、地球サミットで採択された「アジェンダ21」等の見直しや新たに生じた課題等について議論するため開催された。持続可能な開発のための決意を新たにする「ヨハネスブルグ宣言」と各国、機関に対し21世紀最初の包括的な行動指針を示す「実施計画」が合意された。

ら行

リサイクル

「再生利用」参照

リサイクル学習バス「シビックアクション号」 「シビックアクション号」参照

リデュース

「発生抑制」参照

リユース

「再使用」参照

レッドデータブック

レッドリストに掲載されている種について生息状況や減少要因等を取りまとめた本

レッドリスト

日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの

レボリューション

revolution。「革命」を意味する言葉であり、岐阜市地球温暖化対策実行計画においては、目標達成に向けた取り組み姿勢を表す言葉として用いている。

数字、アルファベット

3R（スリーアール）

Reduce（リデュース）：廃棄物の発生抑制、Reuse（リユース）：再使用、Recycle（リサイクル）：再生利用の3つの頭文字をとったもの。

3R（スリーアール）クッキング

ごみの発生を減らす「リデュース」、くりかえし使う「リユース」、資源として再生利用する「リサイクル」を実践する調理法

3（さん）キリ

食材は“使いキリ”、出された料理は“食べキリ”、生ごみを出すときは“水キリ”を実践して生ごみを減量する取り組み

3・3（さんさん）プロジェクト

「3（さん）キリ」行動と「3R（スリーアール）クッキング」を合わせて行動することで、効果的に生ごみを減らそうとする取り組みのこと

5・3・0（ごみゼロ）運動

ごみゼロと語呂を合わせ、5月30日に街中のごみを拾い歩く運動のこと。1975（昭和50）年に豊橋市で発祥し、本市では1988（昭和63）年に初めて開催された。

ayuca

岐阜乗合自動車（岐阜バス）で導入されている非接触型 IC カード乗車券の名称

BOD

「生物化学的酸素要求量」参照

COOL CHOICE

省エネ・低炭素型の製品への買い替え・サービスの利用・ライフスタイルの選択等、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。2015（平成 27）年 7 月にスタートし、2030 年度まで継続する予定

COP

Conference of the Parties（条約の締約国会議）。気候変動枠組条約や生物多様性条約で使われることが多い

DREAM Solar ぎふ太陽光発電所

岐阜市北野阿原一般廃棄物最終処分場に設置する太陽光発電所

ESD

「持続可能な開発のための教育」参照

ESD に関するグローバルアクションプログラム

「GAP」参照

GAP

Global Action Program on ESD。「国連 ESD の 10 年」から先、すなわち 2015（平成 27）年以降の ESD の推進方策であり、「政策的支援」「機関包括型アプローチ」「教育者」「ユース（若者）」及び「地域コミュニティ」の 5 つの優先行動分野が示されている。

G7 富山環境大臣会合

G7（日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ）及び EU の環境担当大臣や関係国際機関の大臣等が出席し、国際社会が直面する主要な環境問題に関する意見交換を行うとともにサミット（主要国首脳会議）に環境面から貢献することを目的としてサミットに先立ち開催される会合。2016（平成 28）年 5 月に伊勢志摩サミットに先立ち富山市で開催された。

GEMS

「岐阜市環境管理システム」参照

IPCC

「気候変動に関する政府間パネル」参照

Ox

「光化学オキシダント」参照

PM_{2.5}

「微小粒子状物質」参照

pg-TEQ

1pg（ピコグラム）は 1 兆分の 1 グラム。また、TEQ（Toxic Equivalen）はダイオキシン類全体の強さを表す毒性等価換算濃度のことで、2,3,7,8-TCDD（四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン）に換算した数値

ppm

parts per million。100 万分率のことで、1ppm=0.0001%

QOL

「生活の質」参照

Re-style

環境省が提唱する循環型社会のライフスタイル。「限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。」を、キーメッセージに「3R」に関する様々な取り組みについて情報発信する。

SDGs

「持続可能な開発目標」参照

SNS

Social Networking Service。友人や、同じ趣味を持つ人など、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと

SPM

「浮遊粒子状物質」参照

VOC

「揮発性有機化合物」参照

V2H

「次世代自動車充電設備」参照

ZEH

「ゼロエネルギー住宅」参照